

証券コード 588A

2026年10月7日

(電子提供措置の開始日 2026年10月7日)

株 主 各 位

札幌市北区北12条西4丁目1-6 松崎北12条ビル
株 式 会 社 ア ッ ト マ ー ク テ ク ノ
代 表 取 締 役 社 長 實 吉 智 裕

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

・当社ウェブサイト <https://www.atmark-techno.com/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「第6期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

・札幌証券取引所ウェブサイト（上場会社関係サイト 上場会社一覧ページ）

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

（上記の札幌証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、上場会社一覧ページの「株式会社アットマークテクノ」を選択し、提出書類一覧の株主総会招集通知等よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年10月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026 年 10 月 29 日（木曜日）午後 1 時 00 分
2. 場 所 札幌市北区北 12 条西 4 丁目 1-6 松崎北 12 条ビル
株式会社アットマークテクノ 本社会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第 6 期（2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで）
事業報告の内容報告の件

決 議 事 項
第 1 号議案 第 6 期（2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで）計算書類承認の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2 名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ////////////////////////////////////
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び札幌証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、雇用や所得環境の改善が見られ、緩やかな回復傾向で推移いたしました。一方で、世界的な物価の高騰や為替相場の急激な変動、さらには相次ぐ地政学的リスクの高まりなどから、原材料やエネルギーのコストが上昇し、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する IoT (Internet of Things : モノのインターネット) の市場では、工場の自動化や業務効率化 (DX) に向けた強い投資意欲を背景に、需要は堅調に推移いたしました。組み込みコンピュータ製品の重要性も年々高まっており、市場全体としては中長期的な拡大基調を維持しております。一方で、生成 AI の急速な普及に伴い、世界的にメモリ部品の需要が急増したことで、部品の需給が非常に逼迫し、価格の高騰や入手難が発生いたしました。当社におきましても、主要原材料であるメモリ等の調達コストの上昇や、部品確保の遅れによる製品出荷への影響など、事業活動における不確実性の高まりが懸念される状況となっております。

このような経営環境のもと、当社は、自社製品の販売拡大、製品競争力の強化、並びに生産効率の向上に注力し、業績の向上に取り組みました。

当社では、主に小型・低消費電力の Arm プロセッサを搭載した組み込みプラットフォーム「Armadillo」シリーズの販売を行っております。また、あらゆる機器やセンサーがインターネットに接続される IoT (Internet of Things : モノのインターネット) 時代を見据え、2014年12月より「Armadillo-IoT」シリーズの発売も開始しているほか、IoT 機器の運用監視サービスである「node-eye」及び「Armadillo Twin」の提供を行っております。

当事業年度におきましては、現在の主力製品である「Armadillo-IoT G3L」「Armadillo-X1」「Armadillo-600」シリーズの販売が安定的に推移し、従来の主力製品であった「Armadillo-400」シリーズについても一定の売上を計上いたしました。

加えて、新製品である「Armadillo-IoT A9E」の販売も順調に推移しております。

これらの結果、当事業年度は、売上高 1,863,417 千円（前年同期比 0.1%増）、営業利益 90,574 千円（前年同期比 38.3%増）、経常利益 65,512 千円（前年同期比 29.3%増）、当期純利益 57,786 千円（前年同期比 52.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は 21,922 千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）です。

札幌生産センター拡張に伴う内装工事及び電気工事に 5,913 千円を投じたほか、新製品である Armadillo-IoT A9E 向けの生産設備に総額 3,159 千円を投じています。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、長期借入金として 189,200 千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、さらなる成長の土台を作ることが課題と考えており、当社として次に記載している取り組みを実施いたします。

<セキュリティを軸とした事業展開>

近年、IoT の普及に伴い、世界的にセキュリティ対策に関する法的要求が高まっております。当社は Armadillo-IoT ゲートウェイ G4、Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E 及び Armadillo-IoT ルーターA9R について、日本におけるセキュリティ認証制度である「JC-STAR」★1（レベル 1）の適合ラベルを取得いたしました。次のステップとして、2026 年中に制度運用・申請受付が開始される予定の JC-STAR★3（レベル 3）の適合ラベルを取得する計画です。

また、当社製品は独自の OS（Armadillo Base OS）及びクラウドサービス（Armadillo Twin）を活用することにより、セキュリティ面で優れた特長を有しております。今後はこれらの強みを活かし、セキュリティ分野における当社の取り組みを積極的に発信することで、製品及びサービスの販売促進につなげてまいります。

<販売先・顧客ターゲットの拡大>

当社の現在の収益構造は、現状、国内代理店を通じた国内企業向け販売の比重が高く、販売先及び顧客層の拡大が今後の成長における重要な課題と認識しております。国内販売に加え、海外市場への商流を新たに開拓することで売上高の拡大を図ります。具体的には、他社製 SoM（System on Module）に当社のソフトウェア（OS）「Armadillo Base OS」を移植し、「Armadillo Twin」を利用可能とすることで、当社の技術を海外市場にも展開していくことを検討しています。これにより、当社製品の利用範囲を広げるとともに、既存の販売チャネルに依存しない新たな収益源の確立を目指します。

<原材料確保と在庫の適正化のバランスの維持>

当社は現在、世界的なメモリ等の半導体部品の高騰および入手難に対応し、豊富な受注残に基づくお客様への製品供給責任を果たすため、メモリ部品を中心として主要原材料の先行確保に努めております。その結果、当事業年度末の棚卸資産（製品・仕掛品・原材料）は総資産 1,138,825 千円の約 52.3%にあたる 595,584 千円となっており、一時的に高水準で推移しております。

今後におきましても、短期的には顧客ニーズに応える供給体制の維持を最優先としつつ、部品の需給逼迫状況の推移や市場動向を注視してまいります。そして、サプライチェーンの安定化に伴い段階的な調達計画への切り替えを進め、在庫回転率を年間 3 回転程度（約 4 か月分の在庫水準）に抑えることを目標とした、在庫の適正化と資本効率の向上を推進してまいります。

<人材の採用及び育成>

当社が事業を展開するコンピュータ業界及び IoT 業界においては技術革新のスピードが速いため、常に新しい技術やノウハウにキャッチアップしていく必要があります。さらなる成長を実現するためにも、優秀な人材（特にエンジニア）の採用及び育成に努めてまいります。

また、マネジメント層の充実を図らなければ、増加した人員や組織が機能せず成長の阻害要因になると考えております。既存社員の育成には既に取り組んでおりますが、あわせて経験者採用による補完も視野に入れて対応していきます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2023 年 7 月期)	第 4 期 (2024 年 7 月期)	第 5 期 (2025 年 7 月期)	第 6 期 (当 事 業 年 度) (2026 年 7 月期)
売上高 (千円)	—	1,923,730	1,862,406	1,863,417
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△21,947	80,203	65,483	90,574
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△51,977	54,379	50,651	65,512
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△52,157	△8,623	37,860	57,786
一株当たり当期純利益又は 一株当たり当期純損失 (△) (円)	△68.63	△11.32	45.34	69.21
総資産 (千円)	305,184	1,015,369	1,000,776	1,138,825
純資産 (千円)	△40,261	26,115	63,976	121,762

- (注) 1. 当社は 2020 年 9 月に株式取得を目的として設立された会社であり、第 1 期～第 3 期は事業を行っていないため、第 3 期については売上高を計上しておりません。
2. 当社は 2026 年 4 月 4 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行いました。第 3 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 一株当たり当期純利益（一株当たり当期純損失）については小数点以下第二位未満を四捨五入しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

組み込みコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、サービスの企画・設計・開発・製造・販売

(8) 主要な事業所等

本社	札幌市北区
札幌生産センター	札幌市北区
東京営業所	東京都品川区
大阪営業所	大阪市中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75 名 (17 名)	3 名増	41.5 歳	9 年 0 か月

(注) 従業員数は就業員数であり、パート社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	^{千円} 282,750
株式会社日本政策金融公庫	^{千円} 161,920
株式会社北海道銀行	^{千円} 144,361
株式会社商工組合中央金庫	^{千円} 38,100

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年6月30日に札幌証券取引所に新設された Sapporo PRO Frontier Market に同日上場いたしました。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（2026年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 3,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 835,000 株
- ③ 当事業年度末の株主数 13 名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
北洋事業承継投資事業有限責任組合	228,000	27.3%
實吉智裕	217,500	26.0%
株式会社エクスクラメーション	200,000	24.0%
平田彰	55,000	6.6%
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	52,000	6.2%
カンリー・コーポレーション株式会社	20,000	2.4%
大川哲也	11,000	1.3%
片石慎二	11,000	1.3%
荒井茂昌	10,000	1.2%
古関哲久	10,000	1.2%
大澤啓明	10,000	1.2%
出村孝彦	10,000	1.2%

(注)1. 自己株式は保有しておりません。

2. 大株主上位 10 名（持株数が同数の方がいるので 12 名）を記載しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称		第1回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2022年7月15日	2024年10月28日
新株予約権の数		5,880 個	1,270 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 58,800 株 (新株予約権 1 個につき 10 株)	普通株式 12,700 株 (新株予約権 1 個につき 10 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 3,200 円 (1 株当たり 320 円)	新株予約権 1 個当たり 10,000 円 (1 株当たり 1,000 円)
権利行使期間		2024 年 7 月 16 日から 2032 年 6 月 14 日まで	2026 年 10 月 29 日から 2034 年 10 月 11 日まで
行使の条件		下記(注)参照	下記(注)参照
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数 160 個 目的となる株式数 1,600 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 1,070 個 目的となる株式数 10,700 株 保有者数 2 名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 0 個 目的となる株式数 0 株 保有者数 0 名	新株予約権の数 0 個 目的となる株式数 0 株 保有者数 0 名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年7月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	實吉 智裕	社長兼 CEO	なし
取締役	平田 彰	CFO	なし
取締役 (常勤監査等委員)	後藤 正典	—	なし
取締役 (監査等委員)	奥山 倫行	—	エコモット(株) 社外監査役 (株)LEGALAID 代表取締役 北海道ベンチャーキャピタル(株) 社外取締役 弁護士法人アンビシャス総合法律事務所 社員
取締役 (監査等委員)	池田 直美	—	なし

(注)

- 監査等委員である取締役池田直美氏は、旧姓及び職務上の氏名を表示しております。（現姓：斗澤）
- 監査等委員である取締役後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏は、社外取締役です。
- 当事業年度中の役員の異動は次のとおりです。
 - 2026年3月5日開催の臨時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしました。そのため、2026年3月5日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役實吉智裕氏、平田彰氏、永井崇志氏及び近藤真弘氏、並びに監査役後藤正典氏、宮崎俊輔氏、奥山倫行氏及び池田直美氏の全役員が退任いたしました。
 - 2026年3月5日開催の臨時株主総会において、實吉智裕氏及び平田彰氏が取締役に、後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、後藤正典氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 監査等委員である取締役後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏は、以下のとおり、財務会計又は企業法務に関する相当程度の知識を有しております。
 - 常勤監査等委員である取締役後藤正典氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。
 - 監査等委員である取締役奥山倫行氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、かつ社外役員としての豊富な経験を有しております。
 - 監査等委員である取締役池田直美氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2026年3月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機

能するように株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、月額固定報酬としての基本報酬により構成するものとする。

- 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2026年3月5日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内と決議している。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2026年3月5日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議している。

- 3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会から委任を受けて、株主総会で承認を受けた年額の範囲内で個別の報酬額を決定する。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると考えためである。

なお、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた年額の範囲内で、監査等委員会にて決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	30,000 (-)	30,000 (-)	- (-)	- (-)	2 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3,085 (3,085)	3,085 (3,085)	- (-)	- (-)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	4,319 (4,319)	4,319 (4,319)	- (-)	- (-)	3 (3)
計	37,404 (7,404)	37,404 (7,404)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注) 1. 当社は、2026年3月5日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。また、同一の役員が複数の区分に重複して含まれているため、対象となる役員の員数の合計欄には重複を除いた実支給人数を記載しております。

2. 監査等委員である取締役を除く取締役の員数及び監査役の員数が、監査等委員会設置会社移行前の取締役数、監査役数と相違しているのは、無報酬の取締役2名及び監査役1名を除いているためです。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役奥山倫行氏は、弁護士法人アンビシャス総合法律事務所の社員、エコモット株式会社の社外監査役、株式会社 LEGAL AID の代表取締役及び北海道ベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役であります。弁護士法人アンビシャス総合法律事務所、エコモット株式会社、株式会社 LEGAL AID と当社の間に特別な関係はありません。北海道ベンチャーキャピタル株式会社は当社株主であるほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 後藤 正典	当事業年度に開催された取締役会 14 回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会 9 回の全て、監査等委員会 6 回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っているなど、社外取締役として重要な意思決定、及び職務執行の監督に必要な役割を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 奥山 倫行	当事業年度に開催された取締役会 14 回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会 9 回の全て、監査等委員会 6 回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っているなど、社外取締役として重要な意思決定、及び職務執行の監督に必要な役割を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 池田 直美	当事業年度に開催された取締役会 14 回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会 9 回の全て、監査等委員会 6 回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っているなど、社外取締役として重要な意思決定、及び職務執行の監督に必要な役割を十分に果たしました。

- (注) 1. 当社は、2026 年 3 月 5 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。上記には、移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会への出席状況を記載しております。
2. 役職名は当事業年度末のものを記載しております。
3. 上記の取締役会のほか、会社法第 370 条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 1 回ありました。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 24,500 千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,500 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠等が適切であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運営状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は、次のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業倫理および法令等遵守に関する規程であるコンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス行動基準を定め、これを役職員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、コンプライアンス規程およびリスク管理規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社の経営管理部を中心に啓蒙活動、各種教育等コンプライアンスに関する取り組みを行い、法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。
 - ・ 取締役会は、取締役会規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。
 - ・ 被監査部門から独立性を有する内部監査室を設置する。内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況を監査する。
 - ・ コンプライアンスの徹底のために内部通報制度を設け、法令等違反に関する役職員からの報告を奨励するとともに、通報者の保護を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会および経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存および管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出入管理等に係るリスク管理については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となり対応する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク防止策の検討・決定・実施、リスクのモニタリング、およびリスクが発生した際の対策の検討・実施を行うなど、リスク管理に関し随時適切に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて随時開催し、機動的な意思決定および適切な業務執行を行うことができる体制を確保する。
 - ・ 取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。
- ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、経営管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室等に属する使用人に職務上必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 取締役または使用人は、監査等委員会に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項について、発見次第すみやかに報告する。
 - ・ 内部監査室は、内部監査の結果等を定期的に監査等委員会に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 内部通報要領において、役職員が内部通報窓口に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員がその職務の執行について、当会社に対し費用または債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査等委員会は、いつでも必要に応じて稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する
 - ・ 監査等委員会は、必要に応じて公認会計士および弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制
 - ・ 当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に基づき毅然とした態度で組織的に対応し、いかなる場合においても取引をせず、また金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本方針とする。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携関係を構築する。
 - ・ コンプライアンス行動基準において、反社会的勢力との関係の排除を行動指針として示し、その周知徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しており、当事業年度においては取締役会を14回開催いたしました。取締役会は、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、職務の執行の監督を行っております。

② 監査等委員の監査体制

監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月1回、臨時監査等委員会を必要に応じて開催しており、当事業年度においては6回開催いたしました（2026年3月5日に監査等委員会設置会社に移行する前には、監査役会を9回開催しております）。また、監査等委員である取締役は、当事業年度において開催された全ての取締役会に参加したほか、その他の重要な会議に出席し、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会では、監査の実効性を高めるため、必要に応じて代表取締役に対するヒアリングを行っています。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、監査の実施方法や内容について意見交換を行っております。

③ リスク・コンプライアンス管理に対する取り組み

リスク管理規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準を定めております。また、リスク、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び方針決定を行うため、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当事業年度においては同委員会を4回開催し、当社におけるコンプライアンス上の重要事項について協議を行いました。また、内部通報制度を運用しており、法令違反・不正行為等の防止及び早期発見を目的として、内部通報窓口を社内及び外部の法律事務所に設置しております。さらに、コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象に定期的にコンプライアンス及び情報セキュリティに関する教育を実施しております。

④ 内部監査

内部監査室は適時監査等委員会と連携を取りながら、内部監査を実施しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

また、配当を行う場合には、当社は、配当の回数を期末配当の年1回とすることを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

//////////
(注) 本事業報告に記載の金額については、特に記載がない限り表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2026 年 7 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	単位：千円		単位：千円
【流 動 資 産】	【 1,039,488 】	【流 動 負 債】	【 490,258 】
現 金 及 び 預 金	156,413	買 掛 金	209,857
売 掛 金	264,049	未 払 金	14,306
製 品	19,042	未 払 費 用	40,176
仕 掛 品	44,704	前 受 金	44,046
原 材 料	531,836	預 り 金	13,349
前 渡 金	9	1年内返済予定の長期借入金	133,940
前 払 費 用	23,112	製 品 保 証 引 当 金	1,059
未 収 入 金	67	賞 与 引 当 金	2,000
仮 払 金	250	未 払 法 人 税 等	14,360
【固 定 資 産】	【 99,337 】	未 払 消 費 税 等	17,161
(有形固定資産)	(68,501)	【固 定 負 債】	【 526,804 】
建 物 付 属 設 備	65,553	長 期 借 入 金	493,191
減価償却累計額(建物)	△20,555	資 産 除 去 債 務	33,613
機 械 装 置	21,883		
減価償却累計額(機械)	△21,883		
工 具 器 具 備 品	143,986	負 債 の 部 合 計	1,017,062
減価償却累計額(器具)	△122,937	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	2,453	【株 主 資 本】	【 121,762 】
(無形固定資産)	(2,377)	(資 本 金)	(76,000)
ソ フ ト ウ ェ ア	2,377	資 本 金	76,000
(投資その他の資産)	(28,458)	(資 本 剰 余 金)	(75,000)
出 資 金	10	資 本 準 備 金	75,000
敷 金	14,958	(利 益 剰 余 金)	(△29,237)
長 期 前 払 費 用	1,331	繰 越 利 益 剰 余 金	△29,237
繰 延 税 金 資 産	12,158	純 資 産 の 部 合 計	121,762
資 産 の 部 合 計	1,138,825	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,138,825

損 益 計 算 書

自 2025 年 8 月 1 日
至 2026 年 7 月 31 日

科 目		金 額	
			単位：千円
【 売 上 高 】			
製 品 売 上 高		1,835,469	
そ の 他 売 上 高		27,947	1,863,417
【 売 上 原 価 】			1,102,398
売 上 総 利 益			(761,019)
【 販売費及び一般管理費 】			670,445
営 業 利 益			(90,574)
【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息	532		
補 助 金 収 入	1,815		
雑 収 入	218		2,565
【 営 業 外 費 用 】			
支 払 利 息	11,153		
支 払 保 証 料	279		
社 債 利 息	3,293		
為 替 差 損	7,400		
固定資産除却損	0		
上 場 関 連 費 用	5,500		27,627
経 常 利 益			(65,512)
税引前当期純利益			(65,512)
法人税、住民税及び事業税			17,254
法 人 税 等 調 整 額			△9,528
当 期 純 利 益			(57,786)

株主資本等変動計算書

自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日 単位：千円

	株主資本						純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	76,000	75,000	75,000	△87,023	△87,023	63,976	63,976
当期変動額							
当期純利益				57,786	57,786	57,786	57,786
当期変動額合計				57,786	57,786	57,786	57,786
当期末残高	76,000	75,000	75,000	△29,237	△29,237	121,762	121,762

個 別 注 記 表

自 2025 年 8 月 1 日

至 2026 年 7 月 31 日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料・・・移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、受託開発にかかる製品、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・ 定率法

ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物付属設備：15 年～18 年

機械装置：6 年

工具器具備品：2 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・ 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上することとしております。なお、貸倒実績がないため当事業年度末において貸倒引当金を計上していません。

製品保証引当金

当社が納入した製品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、来期以降支出が見込まれる額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、来期支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な品目（自社製品の製造及び販売事業、並びにその他の事業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

① 自社製品（組み込みプラットフォーム「Armadillo」）

自社製品の販売については、顧客から受注した製品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

② 開発受託

開発受託契約については、顧客から委託された業務を納期までに完了させることを履行義務として認識しております。当該履行義務は、業務が完了し顧客による検収を受けた時点で完了したと判断し、当該時点で請負契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

③ 余剰部品販売

余剰部品の委託販売については、顧客から受注した余剰部品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、当該部品を顧客に引渡した時点（所有権が移転した時点）で完了したと判

断し、収益を認識しております

④ 機器運用監視サービス（「node-eye」「Armadillo Twin」）

機器運用監視サービスについては、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として認識しております。当該履行義務は、時の経過に応じて充足されるため、契約期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

繰延税金資産 12,158 千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能と認められる将来減算一時差異について計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、一時差異等加減算前課税所得の見積りに際しては、当社の事業を取り巻く市場環境、当事業年度の予算達成状況、将来の需要予測等を勘案して予算を策定し、取締役会にて承認を得ております。翌期における損益の見積りに用いた仮定は、以下のとおりであります。

(a) 販売価格

販売価格については、当事業年度における価格改定の状況等を踏まえ、現状と概ね同水準で推移するとの仮定で見積もっております。

(b) 販売数量

販売数量については、予算策定段階で受注済みの販売数量に、既に当社製品を継続的にご購入いただいている案件及び今後新たにご購入いただく案件について、お客様や代理店等にヒアリングを行う等して推計した販売数量を併せて見積もっております。

なお、昨今、生成 AI の普及等により世界的にメモリ部品の需要が急増したことで、部品の需給が非常に逼迫し、価格の高騰や入手難が発生いたしました。当社におきましても、主要原材料であるメモリ等の調達コストの上昇や、部品確保の遅れによる製品出荷への影響など、事業活動における不確実性の高まりが懸念される状況となっております。このような状況下、当社では原材料調達については代替調達を含めサプライヤーと連携し、影響の最小化に努めております。また、原材料価格の上昇に対しては、今後の世界経済及び市場の動向を注視しつつ、原価低減活動や販売価格への適正な転嫁等に取り組んでまいります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、諸由来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のものがあります。

当事業年度 (2026 年 7 月 31 日)	
当座貸越極度額	200,000 千円
借入実行残高	—
差引額	200,000

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
835,000 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
普通株式 63,200 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
棚卸資産評価損	16,131
製品保証引当金	371
賞与引当金	701
減価償却超過額	7,538
資産除去債務	11,995
その他	2,196
繰延税金資産小計	38,934
評価性引当額	△18,513
繰延税金資産合計	20,421
繰延税金負債	
資産除去債務	8,263
繰延税金負債合計	8,263
繰延税金資産の純額	12,158

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に当社が入居している事務所の不動産賃貸契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、1 年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

有利子負債である借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであり、金融機関からの借り入れにより調達しております。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を徹底することにより、信用リスクの低減を図っております。

2) 市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社では、為替リスクを通貨別、月別に把握することで管理しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき管理部門にて適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金 (*1)	14,958	12,158	△2,800
資産計	14,958	12,158	△2,800
(1) 長期借入金 (*2)	627,131	598,006	△29,124
負債計	627,131	598,006	△29,124

(*1) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注 2) 金融商品の時価の算定方法

敷金

敷金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金(1年以内返済予定を含む)については、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。長期借入金(1年以内返済予定を含む)はその時価をレベル 2 の時価に分類しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西3丁目7番地北洋大通センター13階	—	投資事業組合	被所有直接 27.31	社債の引受	社債の引受 (注)1,2	—	社債	— (注)1

(注) 1. 当社が発行する社債(159,200千円)の引受をしておりましたが、当該社債については2026年5月12日に償還して解消しております。

2. 社債の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2)役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
当社役員及び主要株主	實吉智裕	—	—	当社代表取締役社長	被所有直接 26.05	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)1	39,956 (注)1	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入について代表取締役實吉智裕より債務保証を受けておりましたが、当該債務保証は2026年4月27日に解消しております。上記の取引金額は、債務保証解消時点の借入残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 145円82銭

(2)1株当たり当期純利益 69円21銭

(注) 当社は2026年4月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の締結及び資金の借入)

当社は、2026年9月14日開催の取締役会において、下記のとおりコミットメントラインの設定及び資金の借入を行うことについて決議いたしました。

(1) コミットメントライン契約の締結及び資金借入の理由

当社は2027年7月期に大幅な販売拡大を見込んでいる一方、現在、世界的に半導体部品の需給逼迫及び価格高騰が続いており、当社として仕入金額が急増することを見込んでおります。このような環境下において、製品の安定生産に必要な部品仕入資金を機動的かつ確実に確保し、手元流動性の維持・向上を図るため、コミットメントライン契約の締結及び資金の借入を行うものであります。

(2) コミットメントライン契約の内容

① 契約先	株式会社北海道銀行
② 借入極度額	300 百万円
③ 契約締結日	2026 年 10 月 1 日（予定）
④ 契約期間	10 か月（2027 年 7 月 31 日まで）（予定）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

(3) 資金借入の内容

① 借入先	株式会社みずほ銀行
② 借入金額	300 百万円（150 百万円×2）
③ 借入実行日	2026 年 9 月下旬（予定）
④ 借入期間	2026 年 9 月下旬から 2027 年 8 月下旬まで（予定）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

① 借入先	株式会社北洋銀行
② 借入金額	200 百万円（100 百万円×2）
③ 借入実行日	2026 年 9 月下旬（予定）
④ 借入期間	2026 年 9 月下旬から 2027 年 3 月下旬まで（100 百万円）（予定） 2026 年 9 月下旬から 5 年間（100 百万円）（予定）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

① 借入先	株式会社北陸銀行
② 借入金額	100 百万円
③ 借入実行日	2026 年 9 月下旬（予定）
④ 借入期間	2026 年 9 月下旬から 2027 年 4 月下旬まで（予定）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

(4) 今後の見通し

現時点で、当該契約の締結及び資金の借入による 2027 年 7 月期業績への影響は軽微であると考えております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 9 月 17 日

株式会社アットマークテクノ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 康 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社アットマークテクノの 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までの第 6 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2025年8月1日から2026年3月5日（臨時株主総会終結時）までの監査については、各監査役及び監査役会が実施した監査内容を引き継ぎ、監査の方法を確認のうえ当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月6日

株式会社アットマークテクノ 監査等委員会

常勤監査等委員 後藤正典 印

監査等委員 奥山倫行 印

監査等委員 池田直美 印

(注) 1. 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 監査等委員池田直美氏の戸籍上の氏名は、斗澤直美であります。

【株主総会参考書類】

議案及び参考事項

第1号議案 第6期(2025年8月1日から2026年7月31日まで)計算書類承認の件

当社第6期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は15頁から22頁に記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は2026年6月30日に札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market に上場いたしました。上場企業の定款として相応しいものにすべく、次の点について定款の改善を行うものであります。

(1) 第7条(株券の発行)

株券を発行しない旨を規定しておりましたが、現在においては株券不発行が原則であり、本条は不要なため削除します。

(2) 第11条(募集事項等の決定機関)

募集事項等の決定機関を取締役会とする旨を規定しておりましたが、当社は公開会社であるため会社法上募集事項を取締役会で決定することが可能であり、本条は不要なため削除します。

(3) 第29条 役員の責任免除(新設)

当社取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優秀な人材を確保することを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度額まで免除することができる旨の規定を新設するものです。

なお、本条の新設を本総会に付議することについては、監査等委員会の同意を得ております。

(4) 第42条 計算書類等の承認及び報告(新設)

決算処理および株主総会運営の更なる効率化を図ることを目的として、会計監査人設置会社に関する特則(会社法第439条)を適用し、会計監査人による適正な監査を受けた計算書類について、取締役会の決議をもって承認し定時株主総会にはその内容を報告することとする旨の規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本總會終了の時をもって効力が発生するものとします。

現行定款	変更案
第1条～第6条 (省略)	第1条～第6条 (変更なし)
第7条(株券の発行) 当会社は、株式に関わる株券を発行しない。	第7条 (削除 ※以下条番号繰上げ)
第8条～第10条 (省略)	第7条～第9条 (変更なし)
第11条(募集事項等の決定機関) 当会社は、株主に株式(自己株式の処分による株式を含む)および新株予約権の割当を受ける権利を与える場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当を受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定を取締役会の決議によって定めることができる。	第10条 (削除 ※以下条番号繰上げ)
第12条～第30条 (省略)	第10条～第28条 (変更なし)
(新設)	第29条(役員の責任の免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める限度額を限度として免除することができる。
第31条～第42条 (省略)	第30条～第41条 (変更なし)
(新設)	第42条(計算書類等の承認及び報告) 当会社は、会社法第439条の規定により、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他会社の財産及び損益の状況を示すものとして法務省令で定めるものをいう。)について、取締役会の承認を受けたときは、これを定時株主総会に提出し、その内容を報告するものとする。ただし、同条の規定による取締役会の承認の要件を満たさない場合は、この限りでない。
第43条～第46条 (省略)	第43条～第46条 (変更なし)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）實吉智裕及び平田彰が任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	さね よし とも ひろ 實 吉 智 裕 (1974 年 1 月 5 日生) 【再任】	1996 年 4 月 株式会社ビー・ユー・ジー(現：DMG MORI Digital 株式会社)入社 1999 年 7 月 有限会社アットマーク((旧)株式会社アットマークテクノ)入社 2001 年 4 月 同社代表取締役 就任 2020 年 9 月 株式会社 AT ホールディングス(現：当社)代表取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 当社の実質的な創業者であり、長年に渡り代表取締役社長を務めております。 当社を継続的に成長させている経営者としての実力と見識により、当社のさらなる発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。	株 217,500
2	ひら た あきら 平 田 彰 (1973 年 6 月 29 日生) 【再任】	1996 年 4 月 ダイハツ工業株式会社 入社 2011 年 7 月 (旧)株式会社アットマークテクノ入社 経営管理部長 2014 年 9 月 同社取締役 2020 年 9 月 株式会社 AT ホールディングス(現：当社)取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 当社の取締役 CFO を務めるとともに、当社の経営管理部門の経験が長く、経営管理全般に幅広い見識を有しております。当社の管理部門の統括等の役割を担う適任者であると判断し、取締役候補者としております。	55,000

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市北区北 12 条西 4 丁目 1-6 松崎北 12 条ビル
株式会社アットマークテクノ 本社会議室



- 地下鉄：南北線 北 12 条駅 徒歩 1 分
- J R：札幌駅 北口より徒歩約 10 分